

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	市民活動推進事業
-----	----------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市市民活動の推進に関する条例（施行規則）、鳥取市社会奉仕活動等補償規則		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	● 実施（補助）期間 自 繼続～至

担当部	企画推進部	担当課	協働推進課
担当係	市民活動係	内線	2343 課No. 30030
関係課			

総合計画				基本計画の政策目標 (平成16年度～22年度)			
章名 第1章 明日を担う人づくりとコミュニティを中心とした地域づくり				○地域活動等に参加したい市民の割合 (市の委員会等、自治会等の地域活動、NPOなどの市民活動、市の意見募集など) 75.8% → 80%			
節名 第2節 コミュニティを中心とした地域づくり				○市民活動登録団体(累計) (うちNPO法人) 118 → 200 19 → 40			
細節名 第3 協働による市民活動の推進							
施策名 ①鳥取の地域性を大切にした協働事業の推進 該当ページ 81ページ							
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン							
事業区分 新規 繼続 ● 施策No. 12-03-01							

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度	事業内容	平成20年度	事業内容	平成21年度	事業内容	平成22年度	備考	注意事項
市民一人ひとりが地域づくりに積極的に取り組む市民活動を推進し、市民が主役の「協働」による地域づくりをめざす。 市民活動を推進、強化するため、市民活動への支援体制を充実する。	・市民活動委員会の開催 ・市民活動団体が実施する研修等事業への補助 ・市民活動拠点の管理運営 ・各種広報、研修会の実施 ・ボランティア保険(市民活動等保険制度) ・市民参画フォーラムの開催	・市民活動委員会の開催 ・市民活動団体が実施する研修等事業への補助 ・市民活動拠点の管理運営 ・各種広報、研修会の実施 ・ボランティア保険(社会奉仕活動等補償制度) ・市民活動表彰の実施	・市民活動団体が実施する研修等事業への補助 ・市民活動拠点の管理運営 ・各種広報、研修会の実施 ・ボランティア保険(社会奉仕活動等補償制度) ・市民活動表彰の実施	・市民活動団体が実施する研修等事業への補助 ・市民活動拠点の管理運営 ・各種広報、研修会の実施 ・ボランティア保険(社会奉仕活動等補償制度) ・市民活動表彰の実施	・市民活動団体が実施する研修等事業への補助 ・市民活動拠点の管理運営 ・各種広報、研修会の実施 ・ボランティア保険(社会奉仕活動等補償制度) ・市民活動表彰の実施	・市民活動団体が実施する研修等事業への補助 ・市民活動拠点の管理運営 ・各種広報、研修会の実施 ・ボランティア保険(社会奉仕活動等補償制度) ・市民活動表彰の実施	・市民活動団体が実施する研修等事業への補助 ・市民活動拠点の管理運営 ・各種広報、研修会の実施 ・ボランティア保険(社会奉仕活動等補償制度) ・市民活動表彰の実施		(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング（見直し）する中で変更していくことがあります。
事業の概要									(注2) 事業費（財源内訳）は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。
事業の対象者（交付先）	すべての市民								
事業費（百万円）	H19決算額		H20決算額		H21決算額		H22予算額		H19～H22合計
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	18		17		17		17		69
財源内訳 (インプット)	一般財源	16	15	15	15	15	15		61
	国庫支出金								
	県支支出金	1	1	1	1	1	1		4
	起債（）								
	その他（基金、雑入）	1	1	1	1	1	1		4